

小松加賀環境衛生事務組合指定金融機関の指定
について

昭和 53 年 12 月 1 日
告 示 第 3 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条第2項及び地方自治法施行令第168条第2項の規定により，小松加賀環境衛生事務組合の公金の出納事務を取り扱わせるため，次の者を指定金融機関として指定する。

記

株 式 会 社 北 國 銀 行